

学校敷地内における通勤用自動車駐車使用について

制度の概要

1 対象施設

通勤用自動車の駐車スペースを有する全ての市の施設

2 対象者

市の施設に勤務する者および市の施設において業務を行う者

3 対象車両

対象者が通勤に使用する普通自動車，小型自動車，軽自動車（二輪自動車を除く）

4 許可基準

施設運営や来客に支障のない範囲で，駐車使用を許可

ただし，駐車位置については，1台毎に区画はせず，駐車スペースを指定のうえ使用させることとし，当該施設の行事や緊急時の際には，施設運営に支障がないよう，一時的に駐車を制限することもあり得る。

5 使用料

月額 3,000円

6 使用料の減免

次のいずれかに該当する場合は，使用料を減免することができます。

- ア 1週間の勤務日数が5日未満もしくは1日の勤務時間が4時間30分以下の職員等が使用する場合
- イ 身体に障がいがあることにより，通勤用自動車を利用しなければ通勤が困難な職員等が使用する場合
- ウ 交替制勤務となっている職員等が，複数で特定の箇所を共同で使用する場合

7 使用料の納入

下記のいずれかの方法で納入してください。

① 口座振替による納付

指定された口座から毎月引き落としとなります。

※新たに振替を希望された方は，「口座振替依頼書」に必要事項を記入し，使用許可申請書に添付してください。（既に口座振替により納入されている方は，依頼書は不要です）

② 納付書による納付

市から交付される納付書で，毎月決められた納期までに金融機関等で納入します。

8 使用許可の期間および更新手続き

土地使用の許可は，年度毎の更新手続きが必要です。更新を希望する場合は，期間満了の1か月前までに更新手続きを行ってください。

なお，今回の申請にあたっての使用期間は，最長でも令和9年3月31日までとなります。

《手続きのながれ》

1 使用許可申請書等を提出

通勤用自動車の駐車を希望される方は、全員申請が必要です。

○提出書類（車検証の添付は不要です）

① 通勤用自動車駐車土地使用許可申請書（別記第1号様式）

※使用料が事業者負担の場合は、駐車場を使用する職員の人数にかかわらず「個別申請用」でご提出ください。

・個別申請用（別記第1号様式）

⇒申請者は、使用料が職員負担の場合は「職員名」、事業者負担の場合は「事業者名」でご提出ください。また、事業者負担の場合は、「従業員等使用者名簿」もご提出ください。

・連名申請用（別記第1号様式の2）

⇒使用料が職員負担で、同じクラブ内で駐車を希望する方が複数いる場合は、こちらの様式を使用してください。

【届出日】：使用期間の初日より前の日または同日

② 口座振替依頼書（3枚1セット）

新たに口座振替による使用料の納入を希望される方のみ提出してください。（既に、口座振替により納入している方は不要です）

※減免の対象となる方（勤務日数が5日未満もしくは1日の勤務時間が4時間30分以下の方）は、次の書類も合わせて提出してください。

・使用料減免申請書（別記第10号様式）

・減免の理由となる事実が確認できるもの

ア【勤務日数・時間による減免】…シフト表、雇用契約書の写しや就業規則等（平日、土曜、長期休業期間のそれぞれの勤務時間がわかるもの）

イ【身体の障がいによる減免】…身体障害者手帳の写しや医師の診断書等

ウ【交替勤務による共同使用による減免】…交替勤務であることがわかる勤務表等および共同使用する職員等の名簿

※更新の方も改めて提出お願いします。

○提出先

子ども未来部子ども健やか育成課

2 駐車許可証等の交付

通勤用自動車駐車土地使用許可通知書により使用が許可されたことが通知され、同時に駐車許可証が交付されます。

※申請者に対し使用許可期間または貸付承認期間までに許可証を交付できない場合は、許可証の代わりとして仮駐車許可証を交付しております。仮駐車許可証は施設管理者が交付いたしますので、学校長へ依頼してください。

3 駐車使用

駐車許可証を車外から見える場所に備え付け駐車します。

○ 駐車使用取りやめの手続き

土地の使用許可を受けた期間中に通勤方法や通勤箇所の変更等により、駐車使用を取りやめるときは、速やかに別記第5号様式の通勤用自動車駐車土地使用取りやめ届出書を提出してください。(提出先 子ども健やか育成課)

使用許可期間中の退職や休職(無給休職)等による取りやめ届出書の提出漏れは、還付等の対応および遅延理由書の提出が必要となる場合がありますので、留意してください。

- ※ 取りやめの届出者は使用許可を申請した本人となります。
- ※ 届出日：使用を取りやめる日より前の日または同日
- ※ 取りやめ年月日：駐車使用する日の末日

○ 通勤用自動車変更の手続き

土地の使用許可を受けた期間中に通勤用自動車を変更しようとするときは、速やかに別記第9号様式の通勤用自動車変更届出書を提出してください。車検証の添付は不要です。(提出先 子ども健やか育成課)

- ※ 届出日：通勤用自動車を変更する日より前の日または同日